平成２８年（フ）第２１０号
神奈川県横須賀市岩戸１丁目５番９号
債務者　間中久瑠美
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第５９９号
神奈川県秦野市菩提363番地の１　ウィルモアＫ　Ｄ棟
債務者　岩崎　弘美
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６０１号
神奈川県平塚市横内3900番地の５　シャーメゾン103号
債務者　奈良　朱耶
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６０６号
神奈川県足柄上郡松田町寄1617番地７
債務者　宮崎　彰子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６２５号
神奈川県平塚市東中原２丁目15番10―402号東中原住宅、前住所神奈川県平塚市上平塚12番54号
債務者　佐藤　重男
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６４８号
神奈川県伊勢原市小稲葉100番地の９　ラグジュアリーＢ101号
債務者　田村　幸明
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６６４号
神奈川県秦野市渋沢上２丁目６番39号　メゾンＫＭ　Ｂ―101
債務者　齋藤　昭一
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６４６号
神奈川県厚木市関口427番地３　キャッスルカアワ２―Ｃ
債務者　丸山　満貴
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４４３号
熊本市中央区水前寺１丁目21番45号　第一スターハイツ205
債務者　谷本　文男
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８５号
山口市平井151番地７　ハイツビギン２―３
債務者　安木　純一
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２号
大分県豊後大野市三重町市場2049番地１
債務者　森木ユミ子
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２８年（フ）第３１１号
埼玉県本庄市見福４丁目２番12号　A、旧住所埼玉県本庄市駅南１丁目１番18号　ラディアス本庄ビューテラス1002号
債務者　梅木　義一
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第６９１号
仙台市太白区袋原４丁目34番８号
債務者　芳賀めぐみ
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１０６４号
京都府木津川市木津川台１丁目20番地１
債務者　今野　洋子
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０４号
京都市南区久世大藪町53番地　大喜マンション302号室、前住所京都市伏見区羽束師菱川町579番地７
債務者　サンケイ運送こと　**西**山　善光
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３５４号
奈良市五条２丁目21番28号　東田方
債務者　東藤由美子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第６６１号
広島市安芸区中野２丁目62番３―304号
債務者　川本　真理
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部